

「外国籍人員の個人所得税徴収管理の強化」

2004年3月18日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

2004年3月18日作成

「外国籍人員の個人所得税徴収管理の強化」

「外国籍人員の個人所得税徴収管理の強化に関する通知」(国税発 2004 27号、2004年3月5日付)が国家税務総局より発布された。これによると、外国籍人員の個人所得税徴収管理を強化し、未払税額の納税者が自ら検査し自ら正すよう、各地の税務機関に未払税額の整理作業をすることを要求している。

また、外国籍人員或いは源泉徴収義務者に個人所得税の未払税額がある場合、以下のような内容を通知している。

1、2004年6月末までに過去の未払を申告する場合は、未払税額を追加納付するとともに1日当たり未払税額の0.05%の延滞金を追加徴収するが、処罰はしない。

2、2004年6月末までに自ら未払税額を追加納付をしないで長期にわたって課税所得額を隠匿、虚偽申告或は申告していない状況があれば、税額の徴収、延滞金徴収に加え罰金に処する。

* 中国の「税收徴収管理法」では過少納付税額の最大5倍の罰金が規定されている。

国家税務総局

外国籍人員の個人所得税徴収管理の強化に関する通知

国税発[2004]27号

「仮訳: 徳勤華永会計事務所(監査法人トーマツ)」

各省、自治区、直轄市、計画単列市の国家税務局、地方税務局及び局内の各機関:

経済のグローバル化及びわが国の対外開放度の絶えなる向上に伴い、わが国の国内で職に就き、或は経営活動に従事する外国籍人員も絶えず増加している。外国籍人員の流動性は比較的高いため、個人所得税政策が複雑になり、外国籍人員の納税義務の正確な判断及び税務機関の源泉管理が難しく、個人所得税の申告漏れ、納税漏れが発生し易い。外国籍人員の個人所得税の徴収管理及び納税サービスを強化し、徴収管理の質と効率をさらに向上させるために、関連問題について以下のように通知する。

外国籍人員の個人所得税は政策的側面が強く、国際間の税収管轄権の判断と区分の問題に関わるだけでなく、課税収入と納税額の計算の具体的な政策及び手続にも関わり、国際税務事項管理の重要な内容である。そのため、外国籍人員の個人所得税に対する徴収管理を強化して、正しく納税義務を履行させることは、国家の税収収入を保障するだけでなく、国家の税収主権の保護にもつながる。各地において外国籍人員の個人所得税の徴収管理を強化することの重要性に対する認識を高め、健全な国際税務管理の体系を構築し、専門の人材を充実させ、管理手続を整備し規範化して、外国籍人員の個人所得税管理の実行を保障しなければならない。

二、法律の執行を規範化し、政策の確実な実行を保証する

外国籍人員の個人所得税に適用される政策にはわが国の税法法規、わが国政府が外国政府と締結した税収協定が含まれる。各地の税務機関は自らの素質教育を強化することにより、税務人員の業務水準の向上を図り、関連の政策を正確に把握しなければならない。外国籍人員に公開、公平、公正な税収環境を与えるために、更に法律の執行を規範化し、税収規律を厳格にし、徴収手続を整えて、外国籍人員の個人所得税政策の確実な実行を保証しなければならない。

三、サービスを向上させ、外国籍人員の法による納税のために便宜を図る

外国籍人員の個人所得税徴収管理の強化及び外国籍人員に対する良質な納税サービスの提供は、税務機関の職責であり義務である。各地の税務機関は有効な措置を採用して、外国籍人員が納税申告をするときに遇う困難や問題を的確に解決するようにしなければならない。インターネット、新聞雑誌、テレビ、ラジオ等を通じて、積極的に税収政策を宣伝し、外国籍人員及びその源泉徴収義務者を指導し、便利なコンサルティング

ートを提供して、外国籍人員及び源泉徴収義務者がわが国の関連の税法法律法規を理解し、税金徴収手続をよく理解し、税法を遵守するように助けなければならない。部門間の協力を強化し、出入国管理局、工商行政管理局、税関、対外経済貿易委員会、教育、文化、体育、科学技術等の部門との協力を強化することによって、良好な情報交換ルートを構築し、外国籍人員の就業及び流動状況を速やかに把握し、税源管理に良好な基礎を与えなければならない。

四、徴収管理を強化し、未払税額の整理を的確に行う

各地の税務機関は 2004 年年末までに、納税者が自ら検査し自ら正すことを主たる内容とする未払税額の整理作業を行わなければならない。具体的な要求は以下の通りである。

- (一) 2004 年 6 月末までに、外国籍人員或は源泉徴収義務者が自ら過年度の未払税額を申告する場合、法により税額を追加納付するほか、1 日当たり未払税額の 0.05% の延滞金を追加徴収する。但し、処罰はしない。
- (二) 上述の期限までに、外国籍人員が自ら未払税額を追加納付をしない場合、長期にわたって課税所得額を隠匿、虚偽申告或は申告していない状況があれば、「中華人民共和国税法徴収管理法」の規定に基づいて税額を追加徴収し、且つ延滞金を徴収し、罰金に処する。

五、香港人、マカオ人、台湾人及び華僑の個人所得税の徴収管理は本通知を参照して執行する。

国家税務総局 2004 年 3 月 5 日